



開業1周年のご挨拶と 事務所通信「Guidepost」発刊の お知らせ

✧ ご挨拶

1. 開業1周年を迎えて

皆様のおかげで無事開業1周年を迎えることができました。心より御礼申し上げます。
今後とも当事務所をよろしくお願い致します。

2. 発刊にあたって

もっと皆様に身近に感じて頂きたいという想いから事務所通信を発刊することに致しました。

3. 経営理念について

当事務所は経営理念として、
『ご縁を頂いたすべての方々の幸せのために、会計・
税務・経営の枠に捉われず、すべてのお悩みに対し
て身近なパートナーとして力になる』
と掲げております。
開業1周年を機に経営理念を定め、今後の武原税理
士事務所の飛躍に繋げたいと考えております。

✧ ワンポイント解説

1. 『NISAの口座開設申請受付開始』

平成25年10月1日から口座開設申請の受付が開始しました。最近テレビ・新聞などでよく見かけると思っています。結局どんな制度なの？という方のために、ポイントを簡単に整理します。

2. 一口メモ

消費税が平成26年4月から8%に引き上げられることが決定しました。これに伴い、3%増税分をしっかりと価格に上乗せできるようにすべく、消費税転嫁対策特別措置法が施行されております。

✧ スタッフコラム

1. プロフィール

今後はスタッフコラムを掲載する予定ですが、第1号ということで、まずはスタッフのプロフィールをご紹介します。

✧ 最後に

ご挨拶

1. 開業1周年を迎えて

10月1日をもちまして当事務所も、開業1周年を無事迎えることができました。皆様から厚いご支援を頂き、またありがたいお言葉を頂戴し、人の優しさに触れ温かい気持ちになりました。皆様のおかげで開業当初の不安な時期を乗り越えることができました。本当に深く感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

振り返ればこの1年間、皆様との『ご縁』のおかげで、様々な経験を積ませて頂き、沢山の喜びや感動を味わうことが出来ました。独立したことにより、『人は人に支えられている』ということが深く身に染みてわかった気がします。

まずは1周年。当事務所の永い歴史を構築するにあたって、最初の大きな一歩を踏みしめることができたと考えております。これからも皆様から信頼され、親しみをもって頂ける事務所となり、末永く皆様のお力となれるように日々精進してまいります。今後ともよろしく願い致します。

2. 発刊にあたって

事務所を開業して1周年、もっと皆様に身近に感じて頂きたいとの思いから事務所通信を発刊することに致しました。税務情報はもちろんのこと、時事ネタ、事務所の雰囲気や伝わるような柔らかい内容など様々な記事を掲載していきたいと考えております。

記事の中から1つでも皆様のためになる情報を提供できれば！記事の光景を思い浮かべて微笑んで

リラックスして頂ければ！という思いで製作し、皆様のお手元に事務所通信をお届けしたいと考えております。

3. 経営理念について

当事務所は経営理念として、

『ご縁を頂いたすべての方々幸せのために、会計・税務・経営の枠に捉われず、すべてのお悩みに対して身近なパートナーとして力になる』と掲げております。

開業1周年を迎えるにあたってこの1年間を振り返り、今のこの気持ちを明確にすべく経営理念を定め、今後の武原税理士事務所の飛躍に繋がりたいと考えております。

この場をお借りして少し経営理念の補足をさせていただきます。当事務所は、『税理士＝税金を計算する人』という固定概念を覆したい！会計・税務はあくまできっかけにすぎず、経営やその他の悩みまで、よろづ相談窓口として皆様のお役に立ちたい！という思いで業務に取り組んでおります。

人が困っているのであればお力になりたい。経営理念の根幹には、『人として、人の役に立ちたい！』というシンプルかつ確固たる思いがございます。私達が成したいことはみなさまに幸せを感じて頂くことです。『ご縁を頂いたすべての方々幸せのために貢献できること』これこそが私達の仕事のやりがいと考えております。当事務所の考え方に少しでも共感頂ければ幸いです。

ワンポイント解説

1. 『NISAの口座開設申請受付開始』

最近『NISA(ニーサ)』という言葉がテレビ・新聞などでよく見かけますね。税務署への口座開設申請が10月1日から始まり、いよいよ本格稼働となります。でも、いまさら聞けないけど結局どんな制度なの？と思われる方も多いのでは・・・。

そんな方のためにポイントを簡単に整理しておきます。

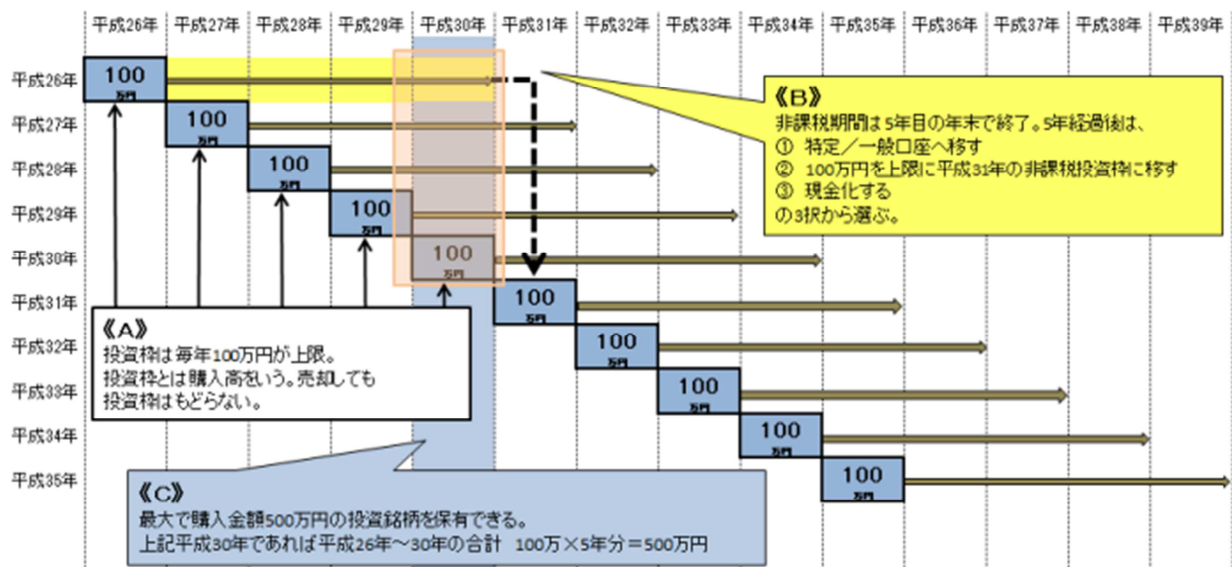
(1) NISA の概要

簡単に言えば、『株式の譲渡益・配当金について、5年間は特別に税金をかけないので積極的に投資してください!』という制度です。

購入した株式の譲渡益・配当金について、税金がかからないというのが最大の売り文句ですが、無制限という訳にはいきません。金額的な制限がございますのでご注意ください。

- ・NISA 専用口座を開設(1人1口座のみ。複数の証券会社での開設は不可)
- ・専用口座での購入枠は年間 100 万円まで。既に持っている株式等を移すことはできない。(下図 A)
- ・最大 5 年間。5 年経過後は特定口座へ移管(移す)。再度非課税投資枠がある場合(平成 35 年まではさらに 5 年間の最長 10 年間。(下図 B))
- ・毎年購入したとして最大 500 万円の投資額が非課税の対象。(下図 C)

《NISA 制度のイメージ》



<具体例①>

平成 26 年 100 万円で A 株式購入、平成 29 年 120 万円で売却。

→平成 26～29 年の配当金は非課税

→平成 29 年の売却益 20 万円非課税

<具体例②>

平成 26 年 80 万円で B 株式購入、平成 27 年 100 万円で C 株式購入。平成 30 年 B 株式 70 万円で売却、平成 32 年 C 株式 130 万円で売却。

→平成 26～32 年の配当金は非課税

→平成 30 年の売却損 10 万円切捨て

→平成 32 年の売却益 30 万円非課税


(2) 留意点

メリットばかりが取上げられる制度ですが、デメリットも当然あります。

デメリットがわからなければ判断できない！という方のためにこういったケースでデメリットが生じるのか簡単に整理しておきます。

下の表をご覧ください。まず、大きく分けて『現在投資を行っている方』『今回 NISA により投資を始める方』の 2 つのパターンで変わってきます。

これに NISA での投資銘柄が『値上がり』『値下がり』でそれぞれ 4 つのケースを見てみます。

	NISA での投資銘柄が値上がり 	NISA での投資銘柄が値下がり 
現在投資している	◎ ケース①	× ケース②
現在投資していない	○ ケース③	△ ケース④

<ケース① → ◎>

NISA での投資銘柄について、値上がりにより譲渡益が生じた場合、譲渡益は非課税となりますので大きなメリットです。また、非課税であることから、他の特定口座で生じた損失と相殺する必要もございません。損失は他の特定口座での譲渡益と相殺するためだけに使うことができます。

<ケース② → ×>

NISA での投資銘柄について、値下がりにより譲渡損が生じた場合、元々税金はかかりません。

この場合、通常なら他の特定口座で生じた譲渡益と相殺できますが、NISA で生じた損失は切捨てとなってしまいます。この点がデメリット！

<ケース③ → ○>

NISA での投資銘柄について、値上がりにより譲渡益が生じた場合、譲渡益は非課税となりますので大きなメリットです。

<ケース④ → △>

NISA での投資銘柄について、値下がりにより譲渡損が生じた場合、元々税金はかかりません。

この場合、通常なら翌年に譲渡損を繰越して、将来の譲渡益と相殺することができますが、NISA で生じた損失は切捨てとなってしまいます。この点がデメリット！

※なお、全てのケースにおいて、配当金が非課税となる点はメリットです。

(3) まとめ

結局は値上がりした際の譲渡益は非課税にするけど、値下がりした際の譲渡損は知らないよ～という制度です。

また他に特定口座で保有している株式等とは通算ができませんので、NISA 専用口座株式等は完全に別のものとして捉える必要がございます。

投資に自信のある方、初めて投資を試みようかなという方にはお勧めですが、それ以外の方はメリットに踊らされずにじっくりと見極めましょう。

NISA 報道のせいで忘れられているかも知れませんが、平成 26 年 1 月 1 日以降、『上場株式等の譲渡益・配当金』については軽減税率 10%(復興特別所得税を加えると 10.147%)が廃止され、税率が 20%(復興特別所得税を加えると 20.315%)となります。NISA よりもこちらの対策として、含み益があるものは利益確定を検討したり、税率上昇後の市場の値動きを想定した運用が必要かもしれません。

2. 一口メモ

平成 26 年 4 月より消費税を 8%に引上げることが決定しました。これに先立ち、消費税の転嫁対策特別措置法についてのセミナーに出席してきました。

転嫁対策措置法ってなに？という方が多いと思います。あまりマスコミでは取り上げられておりませんので…。

転嫁対策特別措置法では様々規定されておしま

すが、要約すると、『消費税が 5%→8%に上がると当然販売価格も高くなりますし、仕入値も高くなります。自社の利益を確保するために、仕入業者に圧力をかけて値引きをさせるなどの不当行為は法律で禁止しますよ！』というものです。

現在、公正取引委員会に持ち込まれている案件としては、

- ①法人に対して物・サービスを提供している事業者が、平成 26 年 4 月以降の納入価格を据置くように要求されている。
- ②医療法人が医薬品・医療器械の仕入価格を平成 26 年 4 月以降も据置くように納入業者に要求している。

といったものがあるようです。

大多数の方が「納入先が値上げを認めてくれない又は知らず知らずの間に値引きを要求している」ということに該当すると思われます。

当事務所は消費税転嫁対策特別措置法について、中小企業者向けにセミナーを行うことができる経営革新等支援機関事務所として、セミナーに係る経費の補助金を受けることができる認定を受けております。

消費税増税にあたって、転嫁対策特別措置法の詳細についてご興味がある方はお問合せ下さい。

スタッフコラム



1. プロフィール

武原 弘仁(たけはらひろひと)

生年月日	昭和 55 年 2 月 15 日
出身大学	近畿大学商経学部経営学科 近大マグロのお店が梅田グランフロントにオープンしました。頑張れ近大！
クラブ	中学・高校とソフトテニス部所属。 大学は推薦入学の学生しか入部できなかったの、自分達で社会人クラブを立上げ社会人として大会に参加していました。
趣味	・ソフトテニス(今でも月に 2 回程度、仲間と集まって楽しんでいます) ・釣り(前職で師匠に会い教えてもらいました。波止専門でクロダイ(チヌ)がメイン、夏場はアユを少々。開業してからはご無沙汰です…)
職歴	・大原簿記専門学校社会人課程 税理士科簿記論講師…5 年 大学卒業と同時に当時講義を受けていたM先生に誘われ就職。 当時は生徒を 100 人集めるなどカリスマ講師と呼ばれていました。 すいません、自慢です！(笑) この時、私の初授業を受けていたのが中前です。 ・公認会計士松井章事務所…5 年 会計事務所への就職活動を始めようと応募準備をしていたら、示し合わせたようにM先生からお誘いの電話。そこで所長の松井先生は私が受験した簿記論の試験委員であることが判明！偶然が重なったことから運命を感じて就職。 法人のお客様はもちろん、個人事業者の方、相続税の申告など様々な業務を担当させて頂き、多くのことを勉強させてもらいました。
仕事への 想い	独立したことにより従業員から所長となりました。自分自身も一経営者となり、今まで気づけなかった経営者の苦悩が少しずつわかり、何も知らずに話していた過去の自分が恥ずかしく思いました。 同じ思いを絶対にしたくない！本当にお客様の役に立ちたい！という想いで今まで以上にお客様と真摯に向き合い、少しでもお力になれるように全力でサポートしていきます！



中前 大賢(なかまえ ひろまさ)

生年月日	昭和 54 年 2 月 10 日
出身校、 クラブ、 その後	<p>滋賀大学経済学部会計情報学科 吹奏楽部、水泳部に所属。</p> <p>吹奏楽部では身体が大きいという理由だけでチューバをさせられました。当時はやはり主旋律を奏でるトランペットやサクソに憧れました。</p> <p>水泳部ではタイムはともかく、黒さは群を抜いていました。夏休み明けに久しぶりに出会った友達に外国人留学生と間違われました。</p> <p>成績は目も当てられませんでした。友人に恵まれ、今も定期的に親交を深めています。みんな親友であり、ライバルです！</p> <p>大学卒業後、税理士の資格をとるために大原簿記専門学校に通い、簿記論の講師をしていた武原先生と初めて出会いました。その後 3 つの会計事務所を渡り歩き、武原先生の独立の際にお声をかけていただいて、今に至ります。最初は「講師と受講生」だった間柄が途中「勉強仲間」になり、今は「所長と職員」。人の縁とはなんとも不思議なものです。</p>
職歴	<p>今まで 3 つの会計事務所を渡り歩いてきました。</p> <p>記帳代行が根幹業務の事務所、経営コンサルに力をいれている事務所、社労士事務所を併設している事務所…とそれぞれ独自の色を持った事務所で経験を積みました。</p>
座右の銘	<p>「思いは行動となり、行動は習慣となり、習慣は人格となり、人格は人生となる」</p> <p>「人間万事塞翁が馬」</p>
仕事への 思い	<p>経理業務はとかく他業務の方にはわかってもらいにくく、敬遠されがちな業務ですが、経理が出す数字を基に決算書や経営計画は組まれていきますので、経理は規模を問わず企業の根幹を成す業務であると考えております。</p> <p>そんなとっつきにくい経理業務を好きになってもらえるように、いろいろなアプローチを考え、提案していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

第1号のため至らない点多々あったかと思いますが、何卒ご容赦ください。

この事務所通信は、『ご縁』があっってお知り合いになることができた方にお送りさせて頂いております。

また紙面でお送りさせて頂くと共に、ホームページにも掲載しております。

『ホームページで確認する』『送付が不要』という方は、大変お手数ですが下記メール又はFAX等でご連絡ください。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

